

# 法務総合研究所研究部報告

## 2

### — 刑務所に関する意識調査 — (第2報告)

はしがき .....	吉村 徳 則	… i
要旨紹介 .....	松永 榮 治	… ii
釈放前受刑者の意識調査 .....	中島 富美子 吉田 智子 河原田 徹	… 1
刑務所参観者の意識調査 .....	山口 昭 夫 浜井 浩 一	…163

1998

法務総合研究所

## は し が き

法務総合研究所研究部が最近実施した調査研究の結果をとりまとめ、ここに研究部報告第2号を刊行する。

法務総合研究所研究部報告第2号は、同報告第1号において発表した「刑務所に関する意識調査」とほぼ同種の調査を時期を異にして行った調査結果報告であり、刑務所に関する意識調査は、この二回にわたる調査報告をもって完結することになる。時期を異にして、同じ調査票により再度調査を実施したのは、第一回の調査結果の信頼性を見るためであり、二つの調査結果を比較分析することにより、これらの調査が客観的かつ正確であるかどうかを検証したものである。また、同時に、2回の調査によって得られた情報を総合することによって、釈放前受刑者及び刑務所参観者の刑務所に対する意識を一層詳しく解明できるものと考えたからである。

研究部報告第2号として報告する調査研究は、同報告第1号と同じく、「刑務所に関する意識調査(第2報告)―その1 釈放前受刑者の意識調査―」及び「同一―その2 刑務所参観者の意識調査―」であり、矯正施設における処遇について、受刑者自身から受刑体験の率直な意見を得て分析した部分と、矯正施設を訪れた参観者の感想をとりまとめた部分からなる。前回に続く今回の調査によって、釈放前受刑者及び刑務所参観者の意識が明らかになり、何よりも同報告第1号によって報告した調査の客観性、信頼性が証明されたと言える。この調査研究の成果が、部内はもとより、広く関係学会の各分野において活用され、我が国の刑事政策の発展にいささかでも寄与できれば幸いである。

言うまでもなく、犯罪や犯罪者の処遇に関して考察すべき要因は複雑多岐にわたり、これらを課題とする調査研究は、さまざまな角度から分析・解明されなければならない。当研究所は、今後さらに、各界各層からの忌憚のない御意見、御批判を仰ぎながら、調査研究を発展させたいと念願しているところである。

なお、今回の各調査に従事した研究官等は、前回の調査に引き続き、調査票の再検討から回収した調査票の集計・分析に至るまで文部省統計数理研究所名誉教授林知己夫氏から懇切な御指導をいただいた。記して深甚の謝意を表する次第である。

また、開始から今回まで2年間に及んだ刑務所に関する意識調査の研究実施に当たり、御理解と御協力を賜った法務省矯正局をはじめ矯正施設の関係各位に対しても、心から謝意を表する次第である。

平成10年2月

法務総合研究所長

吉 村 徳 則

## 要 旨 紹 介

この研究部報告には、2編の報告が掲載されているが、その利用の参考のため、各報告の要旨を紹介する。

「刑務所に関する意識調査（第2報告）—その1 釈放前受刑者の意識調査—」は、

- ① 刑務作業、職員の態度、規律や懲罰、受刑生活等に関する受刑者の受け止め方などを調査した「第一次釈放前受刑者の意識調査」（平成8年実施）結果の信頼性の検証、
- ② 受刑者の属性ごとの意識の差異の分析、
- ③ 更生という概念を中心とした受刑者の意識構造及び個々の受刑者の更生に効果的な処遇の在り方の分析

を通じて今後の受刑者処遇に役立つ基礎資料を提供することを目的としている。

調査対象者は、平成9年4月17日から同月30日までの間に全国の行刑施設を出所する予定の、釈放を目前に控えた受刑者である。

調査は、受刑者に対し、無記名で、多肢選択式及び自由記述式で回答を求めるアンケート方式（日本語版調査票及び英語版調査票の2種類を用意した。）と、施設側に対し受刑者に関する調査票に記入を求める方式を併用した。

なお、調査期間及び調査内容は平成8年に実施した第一次調査と全く同一であり、日本語版調査対象者は689人、英語版調査対象者は5人であった。

冒頭に挙げた調査目的に沿って、結果を簡単にまとめると以下のとおりである。

### 1 第一次釈放前受刑者の意識調査結果（日本語版調査票対象者）の信頼性の検証について

- ① 刑務作業については、前回の第一次調査(77.5%)とほぼ同様、8割近く(78.2%)の受刑者が「あるほうがよい」と回答している。
- ② 規則については、前回の第一次調査(75.2%)と同様に、受刑者の75.5%が、「守るのがつらかった規則・改めてほしい規則はなかった」と回答している。

また、懲罰や規則を緩やかにした場合についても、前回の第一次調査(78.2%)と同様に「好き勝手をする者が多くなる」と回答した受刑者が8割近く(77.8%)を占めるほか、「弱い者いじめがでる」、「作業中の危険が増える」等、悪い結果が生じると考える受刑者が多数を占める。

- ③ 規則違反の取調べについては、取調べを受けた経験のある受刑者の66.8%が取調べは「公正だった」と回答しており、前回の第一次調査(63.0%)と同様に、「不公正だった」とする者の比率(32.3%)を大きく上回っている。
- ④ 刑務所で生活して得られたものが「あった」と回答した者は、前回の第一次調査(80.7%)とほぼ同様に、受刑者の約8割(78.2%)に上っており、得られたこととして「忍耐力が身についた」、「家族のありがたさがわかった」等が挙げられている。
- ⑤ 刑務所で生活して、楽しい・うれしいと感じたことが「なかった」と回答した受刑者は58.9%、つらい・苦しいと感じたことが「あった」と回答した受刑者は68.2%で、前回の第一次調査結果(楽しいと感じたことがなかった60.3%、つらいと感じた72.0%)とほとんど変わらない。

また、つらい・苦しいと感じたことの上位三つは、前回の第一次調査と同様に、順に「自由がない・好きなことができない」、「同僚との人間関係」、「家族に会えない」である。

これ以外の項目についても、前回とほぼ同様の結果が得られており、第一次調査結果の信頼性が検証されたと言える。

## 2 受刑者の属性ごとの意識の差異について

第一次及び第二次調査の日本語版調査対象者計1,450人の結果を主たる属性ごとに分析した結果、以下のようなことが明らかになった。

- ① 女子受刑者の方が男子より、職員が不公正という評価をした者の比率が高いが、刑務作業や規則などこれ以外の基本的な事項については、両者の意識調査結果に差はみられなかった。
- ② 年齢を、20歳代、30歳代、40歳代及び50歳以上の4段階に分けて意識の差異を分析したところ、年齢層が高いほど、刑務作業や職員の態度について肯定的な受け止め方をする者の比率が高かった。
- ③ 罪種を、凶悪犯、粗暴犯、財産犯、薬物犯及び交通犯に絞って分析したところ、刑務作業、職員、規則について最も肯定的な受け止め方をしているのは交通犯であった。
- ④ 暴力団関係の有無は、多くの面で意識調査結果に差をもたらしていることが分かった。

暴力団関係者は暴力団関係がない者に比べ、刑務作業や職員の態度に否定的な評価をしている者の比率が高かった。また、暴力団関係者では、現行の規則について批判的な意見を持つ者の比率が、暴力団関係のない者に比べて高く、規律や懲罰が緩和されれば「良い結果」が生じると考えている者の比率も、暴力団関係がない者に比べて高かった。

- ⑤ 犯罪傾向が進んでいない出所時収容分類級A級の者と犯罪傾向が進んでいる出所時収容分類級B級の者では、意識調査結果に多くの差がみられることが分かった。

A級の者はB級の者と比較して、刑務作業や職員の態度に肯定的な評価をしている者の比率が高い。規律や懲罰が緩和されると、「好き勝手をする者が多くなる」という悪い結果が生ずるとする者の比率はA級の方がB級よりも高く、一方「作業の能率が上がる」、「人間関係がよくなる」という良い結果が生ずるとする者の比率は、B級の方がA級よりも高かった。

## 3 更生という概念を中心とした受刑者の意識構造及び更生に効果的な処遇の在り方について

第一次及び第二次調査の日本語版調査対象者が刑務所で得たことは何かという質問に対する回答をもとに、更生と社会復帰という概念を中心とし、受刑者のタイプ別に効果的な処遇方法を分析した結果、以下のことが明らかになった。

- ① 暴力団関係がなく、受刑在所期間が1年以内の者で犯罪傾向が進んでいない者は、服役を通してしょく罪の気持ちや再犯をしない決意を固めることができたと感じ、刑務所生活にも不満をもちやすさなく適応した生活を送る者が多い。一方、犯罪傾向が進んでいる者は、服役を通して得たものは勤労の基盤という捉え方をしているが、内面に目が向きにくく、しょく罪の気持ちや再犯をしない決意を固めるには至りにくく刑務所生活に不満をもちやすいので、内省を促す指導が効果的であると考えられる。
- ② 暴力団関係がなく、受刑在所期間が1年を超える者のうち、犯罪傾向が進んでいない者は、刑務所生活に不満もなく適応しているが、犯罪傾向が進んでいる者は刑務所生活に不満をもちやすい。これに更生の概念を加えると、犯罪傾向が進んでいない者は精神的なものを身につけたと感じやすく、犯罪傾向が進んでいる者は技術的なものを得たと感じやすいことが分かった。
- ③ 暴力団関係がある者が刑務所で何を学んだかについては、罪名が強く関連していることが分かった。つまり、主たる罪名が「強盗」や「窃盗」の者は勤労習慣や技術、再犯しない決意を、「覚せい剤取締法違反」の者は健康や断酒・断薬物、「殺人」や「傷害」の者はしょく罪の気持ちを、それぞれ得たとしており、処遇が効果的になされていると考えられる。

「刑務所に関する意識調査(第2報告)―その2 刑務所参観者の意識調査―」は、刑務所を参観した市民が抱いた刑務所の印象、特に刑務所の規律や生活環境、刑務作業に対する感想等を調査し、市民の刑務所に対する意識及び期待する役割等を明らかにするために実施した前回の第一次調査(平成8年実施)結果の信頼性の検証及び確認を行うことを目的としている。

調査対象は、平成9年5月の1か月間に全国の刑務所に来所した参観者のうち、裁判官、検察官、警察官及び矯正保護職員を除く、刑務所に関して中立的立場にあると推定される者967名であり、参観刑務所数は19施設であった。

調査は、調査対象者に対し刑務所参観後アンケート用紙に回答記入を依頼する方法によった。調査項目は、刑務所の規律全般、作業(私語・わき見の禁止を含む。)、行進風景、居室(備品、広さ、明るさ及び衛生状態を含む。)、受刑者に対する職員の態度及びその他の感想であり、多肢選択式及び自由記述式により、回答を求めた。

その結果、次のことが明らかになった。

- ① 刑務所の規律全般については、前回調査の設問を若干変更し、刑務所の規律を参観者がどうとらえているか、その価値判断を問う形式に改めた結果、刑務所の規律を「厳正である」ととらえている者が49.6%、逆に「厳しすぎる」ととらえている者は1.5%となっている。
- ② 作業中の私語・わき見の禁止については、「禁止が当然」とする回答が前回(私語72.8%、わき見72.1%)同様70%を超えている(私語74.4%、わき見70.3%)。
- ③ 受刑者の作業中の様子については、「まじめである」という回答が前回(56.4%)同様最も多く54.4%となっている。
- ④ 受刑者の行進風景については、「整然としている」、「規律正しい」という肯定的な回答が、前回(64.8%)同様多数を占め、63.5%となっている。
- ⑤ 受刑者に対する職員の態度については、「規律正しい」等「厳しさ」を肯定する回答が前回の16%から26.9%に増加している。
- ⑥ これ以外の項目についても、前回調査と同様の結果が得られており、前回調査結果の信頼性が検証されたと言える。

これらの調査研究の結果が広く各方面で利用されることを希望する。

研究第一部長

松 永 榮 治